

学校(園)又は通学(園)中でケガをした時は・・・

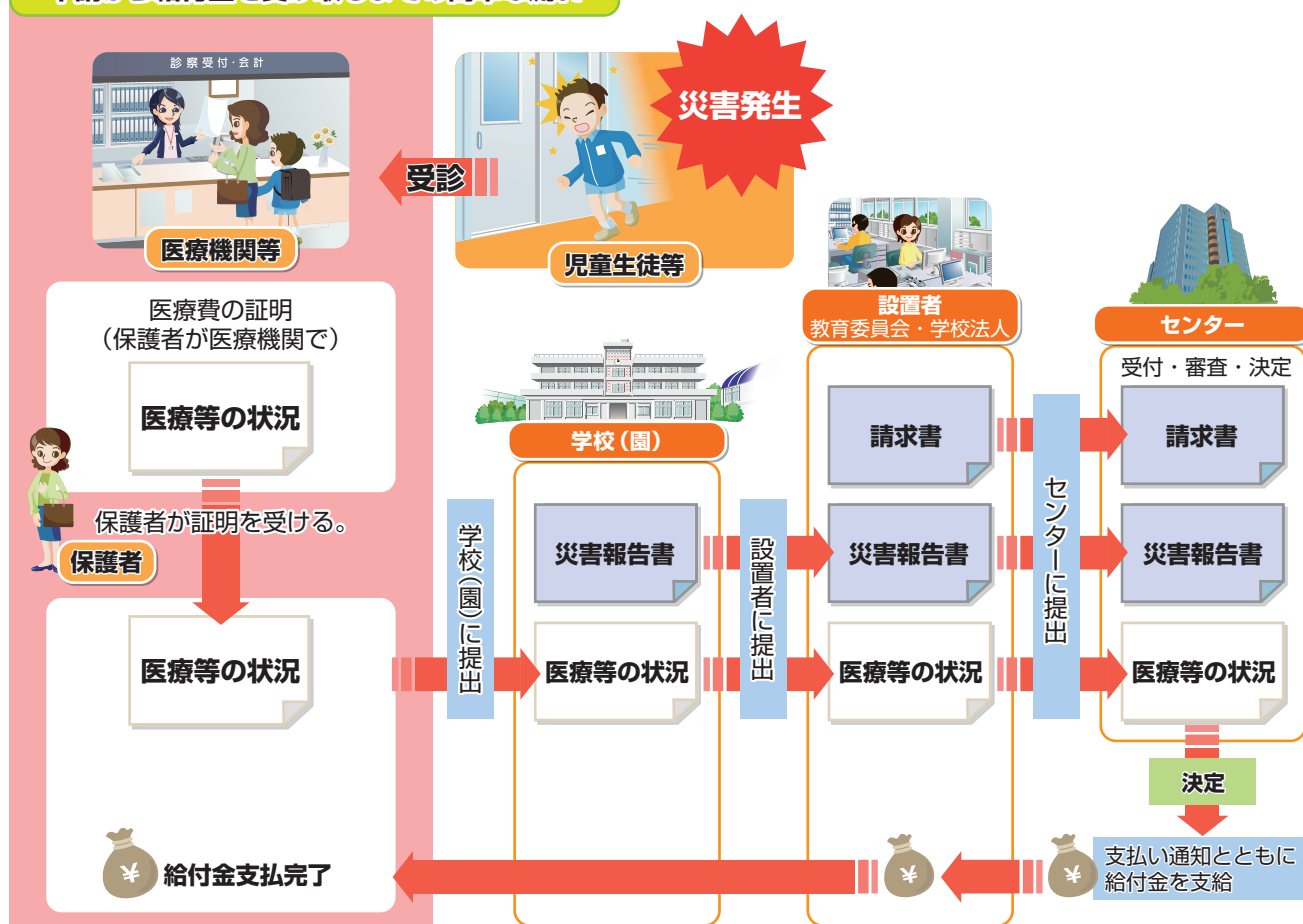
～申請に当たってのご留意点～

以下の手順で医療機関への手続きをお願いします。

- ① 学校(園)の先生から『医療等の状況』(医療費の証明)の用紙を受け取ってください。
※病院外の薬局で薬を処方された場合は、さらに「調剤報酬明細書」が必要になります。
- ② 受診した医療機関に提出し、医療費を証明された『医療等の状況』などを受け取ってください。
- ③ 『医療等の状況』などを学校(園)の先生へお渡しください。

下記の流れのとおりの手続きが完了次第、給付金が支払われます。おおよそ3ヶ月程度の時間がかかります。

申請から給付金を受け取るまでの簡単な流れ



災害共済給付制度とは

学校で起こったケガなどに対して医療費の給付を行う制度です。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。

- * 健康保険が適用される受診が対象です。
- * 数ヶ月かかる場合は、療養月ごとに書類が必要です。
- * 受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。
例: 2018年2月療養分は、2020年3月10日までにセンターに請求しないと時効になります。

お願い

『医療等の状況』などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。

なお、『医療等の状況』などを持参してもその場ですぐには書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

学校の先生方へ こちらの用紙を『医療等の状況』などとともに保護者にお渡しください。